

佐賀県地域福祉振興基金 地域福祉活動団体助成実施要領

第1. 趣 旨

この要領は、佐賀県地域福祉振興基金助成金交付要綱第17条の規定に基づき助成金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2. 助成対象事業

助成の対象となる事業は、別表に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは助成の対象としない。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 公費（国及び地方公共団体）又は、公営競技等の収益による資金若しくは民間基金等の資金の支給を受けて行う事業
- ③ 政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする事業
- ④ 介護保険事業及び自立支援給付の各事業に関連する事業
- ⑤ 建物や施設・設備等の整備を行う事業
- ⑥ 舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とする事業
- ⑦ 学校や福祉施設等の行事の一環として行う事業
- ⑧ 塾・教授所・各種教室等が行う稽古ごと、見習いごと等のおさらい会、発表会及びこれに類する事業
- ⑨ その他、佐賀県地域福祉振興基金の設置の趣旨に反する事業

第3. 助成対象者

助成の対象となる者は、公益法人等、営利を目的としない団体（以下「団体」という。）であって、次の各号の要件に適合する者とする。

- ① 主たる活動の区域を佐賀県内に置く団体であること。
- ② 団体の事務を行う場所を県内に有していること。
- ③ 定款又は規約等を有し、団体としての意思を決定し、執行及び代表することのできる機能並びに団体としての独立した経理の機能が確立していること。
- ④ 団体の役職員及び会員に、暴力団員又は暴力団と密接な関係にある者がいないこと。

第4. 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に8割を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職能及び業界団体等が、会員等を対象として輪番で開催する九州及び全国大会等の事業に対する助成金の額は定額とし、その額は次の各号のとおりとする。

- ① 九州規模の大会 100,000 円
- ② 全国規模の大会 200,000 円

第 5. 助成期間

助成事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間とする。

- 2 同一助成事業者が、同一の助成事業を実施する場合の助成は、原則として 3 年間を限度とする。ただし、この場合であっても、助成金の申請は、各年度において行うこととし、助成継続の可否についても、各年度において審査し決定するものとする。

第 6. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 6 日から施行する。